

所得税・町県民税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料 税の申告のお知らせ

問 税務課住民税係 079-435-0358 加古川税務署 079-421-2951

所得の申告は、所得税、町民税・県民税や国民健康保険税、後期高齢者の医療保険料、介護保険料などの計算の基礎となる大切な手続きです。これらの保険に加入している人は、申告により保険税（料）が軽減される場合がありますので、所得がない場合でも町県民税（住民税）申告書を提出してください。

所 得 税

会社員の給与収入にかかる所得税は、毎月の給料やボーナスから源泉徴収され、12月の年末調整によって1年間の納税が完了しますので、確定申告の必要はありません。

会社員などの給与所得の人でも、次のような人は申告が必要です。

- ①給与の収入金額が2千万円を超える人
- ②給与を1箇所から受けている場合で、給与以外の所得金額（不動産所得など）が20万円を超える人
- ③給与を2箇所以上から受けている場合で、年末調整された給与以外の給与の収入金額と、給与以外の所得金額との合計が20万円を超える人
- ④医療費控除など、年末調整以外で控除を受けようとする人

町県民税（住民税）

確定申告をする人と、勤務先から役場へ給与支払報告書が提出されている人は必要ありません。

申告が必要な人

- ①令和8年1月1日現在、町内に住所があり、昨年中に所得があった人
- ②会社員で、次のいずれかにあてはまる人
 - ・勤務先から役場へ給与支払報告書が提出されていない人
 - ・給与以外に、家賃や地代、農業などの所得がある人（所得が20万円を超える場合は所得税の確定申告が必要です）
 - ・令和7年中に退職し、その後再就職しなかつたため年末調整を受けられなかつた人
 - ・所得税がかからない人で、医療費控除などを受けようとする人

税の申告 加古川税務署からのお知らせ

問 加古川税務署 079-421-2951

自宅からスマホで申告

確定申告は、スマホとマイナンバーカードを利用したe-Tax申告がおすすめです。自宅でも確定申告会場と同じ操作で申告できます。

申告書等の作成は、「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

画面で申告書等を提出する場合は、次の送付先に郵送してください。

▼送付先 〒661-8523
尼崎市若王寺3丁目11番46号
大阪国税局業務センター阪神分室

税金の還付を受ける人へ

確定申告期間中は、大量の申告書が提出されます。還付金の支払い手続きにはおおむね1ヶ月半から2ヶ月程度の期間を要することをご理解ください。

なお、自宅からのe-Taxで提出した還付申告は3週間程度となります。

確定申告会場に来場する人へ

会場では、ご自身のスマホを利用して申告をご案内しています。

なお、確定申告会場で相談・申告書の作成を希望する場合は、次の点にご留意ください。

加古川税務署の駐車場の閉鎖

2月2日(月)～3月16日(月)の期間、

渋滞緩和及び事故防止のため、加古川税務署の周辺道路も駐車禁止となつておりますので、期間中は、お車での来署はご遠慮ください。

確定申告会場



- ▶場所 加古川総合文化センター
- ▶日程 2月16日(月)～3月16日(月)
8時45分～16時(相談開始は9時から)
(土・日曜日、祝日を除く)
- ※3月1日(日)は開設しますが、大変混雑が予想されます。
- ※上記期間中、加古川税務署庁舎内に確定申告会場は設けておりません。

「確定申告特集ページ」で情報をチェック



「確定申告書等作成コーナー」で自動計算



来場前にLINEで「オンライン事前予約」



申告書作成会場のご案内

▼必要なもの	・マイナンバーカード
・源泉徴収票（原本）	・控除を受けるための証明書等
・振込先の口座番号（本人名義）	・が分かるもの
・町県民税、一部の所得	・受付内容
・令和6年分以前の申告	・税申告
・令和6年分以前の申告	・損失申告
・申告に際しての注意事項	・申告
・事業所得などがある人の収支内訳書、医療費控除を申告する人の医療費控除の明細書は、自宅で完成させてから会場にお持ちください。	・準確定申告（亡くなつた人の申告）
・上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一に伴い、令和5年分以降は所得税と住民税で異なる課税方式を選択できなくなっていますのでご注意ください。	・電子申告での受け付けとなるため、すでに利用者識別番号をお持ちの人（e-Taxで申告された事がある人や昨年に役場で申告した人）は、番号が分かれています。
・令和7年中に退職し、その後再就職しなかつたため年末調整を受けられなかつた人	・税申告
・所得税がかからない人で、医療費控除などを受けようとする人	・譲渡所得（土地・建物・株式など）
・確定申告会場専用の駐車場はありません。	・配当所得（株の配当金など）
・会場では納税できません。便利な振替納税やスマートアプリ納付をご利用ください。	・事業所得（1年目）
・会場は大変混雑しますので、自宅から、スマホとマイナンバーカードを利用したe-Tax申告がおすすめです。	・住宅借入金等特別控除（1年目）
・会場前にLINEで「オンライン事前予約」	・住宅耐震改修特別控除